

# ベトナムにおいて OI モデル契約書 ver2.0 ライセンス契約書（新素材 編）、利用契約書（AI 編）を活用 するに際しての留意点



長島・大野・常松法律事務所  
ハノイ オフィス

Ngoc Hoang  
Associate 弁護士

長島・大野・常松法律事務所は、世界 7 か所に拠点を有し、国内外での豊富な経験・実績を有する日本有数の総合法律事務所である。Hoang 氏は、ベトナムの会社法および商法において幅広い経験を有する弁護士であり、弁護士としても登録している。2015 年から長島・大野・常松法律事務所ハノイ・オフィスに入所し、外国人投資家や外国の契約者がベトナムでの企業設立や事業運営上の問題に対する解決を支援している。

## 【概要】

本ライセンス契約書および利用契約書には、ベトナムにおいて完全または有効に執行されない可能性のある条項がある。また、ベトナム法の観点から、各契約には利用者が適宜考慮すべき内容がある。

## 【詳細及び留意点】

一般に、ライセンス契約は、知的財産法によって規定されている。知的財産法の対象とならない事項は、民法および商法によって規定されている。また、個人情報の処理に関する事項は、個人情報保護は個人情報保護に関する政令（13/2023/ND-CP：以下、「政令 13 号」という。）が適用される。

### 1. ライセンス契約書および利用契約書に共通の事項

#### 1-1. ライセンス契約書第 12 条、利用契約書第 15 条（解除）

これらの条項は、一定の状況下において、当事者は相手方当事者に催告書を送付することなく、契約の全部または一部を直ちに解除することを認めている。同条は、契約の解除や解約に関する通知には言及していない。一方、民法第 423 条および第 428 条では、契約の解除または解約を希望する当事者は、直ちにその旨を相手方に通知することが義務付けられている。この場合、解除・解約当事者は、相手方

への通知を怠ったために相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない（民法第 428 条第 2 項）。したがって、研究開発契約の解除または解約を希望する当事者は、契約の解除または解約に関する通知を相手方に直ちに送付することを義務付ける形で、本条を修正することを推奨する。

民法に照らせば、契約の解除は契約を消滅させる一つの事情とみなされる（民法第 422 条）。契約が解除された場合、契約は締結時から効力を失ったものとみなされ、当事者は、違約金、賠償金、紛争解決に関する合意を除き、合意された義務を履行する必要はない。各当事者は、契約履行中の合理的な費用および財産の保全・開発に要する費用を控除した上で、相手方から受領したものを返還しなければならない（民法第 427 条）。契約解除の結果は、契約消滅の原因となる他の状況とは異なる場合がある。疑義を避けるため、契約解除の結果を契約書に明記することを提案する。

## 1-2. ライセンス契約書第 16 条、第 17 条および利用契約書第 19 条（準拠法、管轄裁判所）

ベトナムに設立された企業と日本に設立された企業との間の研究開発契約は、民法第 663 条第 2 項の外国要素を有する民事取引に関する条件（すなわち、少なくとも一方が外国の個人または法人であること）を満たす。本契約の主題はいずれも、ベトナム法にのみ準拠しなければならない取引に該当しない。したがって、民法 XXV 章（外国の要素が関与する民事関係に適用される法律）によれば、当事者は準拠法として外国法（例えば日本法）を選択することができる。

ベトナムと日本は、民事における相互法的支援に関する協定をまだ締結していないため、日本の裁判所が下した判決を承認する仕組みはまだ形成されていない。これまでのところ、韓国、米国、シンガポールなど一部の国の裁判所の判決がベトナムで承認・執行されているが、日本の裁判所の判決がベトナムで承認・執行された例はない。

ベトナムは、外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約（New York Convention on Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards）に加盟しているため、理論的には、外国の仲裁裁判所が下した判断はベ

トナムで承認・執行されるが、現実には、外国の仲裁判断の承認と執行は、ベトナムではまだ効果的に実施されていないとされている。ベトナムの裁判所は、様々な理由（例えば、仲裁廷が仲裁廷の手続に従って送達されるべき当事者に適切に文書を送達しなかった、または、いったん承認された裁定がベトナム法の基本原則に反するなど）により、外国の仲裁裁定の承認を拒否することがある。

### 1-3. 言語条項

使用言語に関する法的規制がない場合、契約書がベトナム語と外国語の両方で書かれている場合、当事者はベトナム語版と外国語版のどちらを優先させるかを自由に選択することができる。ただし、裁判所や国家当局が使用し、承認する公用語はベトナム語のみである。

## 2. ライセンス契約書（新素材編）に関する事項

OI モデル契約書のライセンス契約書は、知的財産法第 144 条が要求する主な内容を含んでいるが、同契約書第 7 条（改良技術）は、知的財産法の規定に反している。

### 2-1. 第 7 条（改良技術）、第 6 条（ライセンス料の不返還）

知的財産法第 144 条第 2 項 (a) は、ライセンス契約にライセンシーの権利を不当に制限する条項、特にライセンサーの権利に由来しない条項を盛り込むことを禁止している。特に、ライセンサーは、(i) ライセンシーが創作した工業所有権の対象物に対する改良、またはそれらの改良に関する工業所有権もしくは工業所有権を登録する権利を、ライセンサーに無償で譲渡することをライセンシーに強制すること、および (ii) 知的財産権またはライセンサーのライセンス権の有効性に関して、ライセンシーが苦情を申し立てたり訴訟を起こしたりすることを差止めることを禁じている。このような禁止事項に違反する条項は、自動的に無効とみなされる（知的財産法第 144 条第 3 項）。

モデル契約書では、ライセンス契約の第 7 条第 3 項に基づけば、当事者 B は、契約期間中に自社が開発したすべての改良技術を当事者 A に開示し、当事者 A に対し、改良技術に基づく製品を製造、使用、販売するための無償、非独占的、永続

的、かつ世界的なライセンスを、サブライセンスの権利とともに付与するものとされる。したがって、知的財産法に準拠するためには、第 7 条第 3 項を削除するか、適切に修正することを提案する（例えば、当事者は、当事者 B が開発した改良技術の使用について、当事者 A が支払うべきロイヤルティ料について交渉することができる、など）。

さらに、ライセンス契約第 6 条は、特許権の無効を含むいかなる理由によっても、当事者 B が支払済みのライセンス料の返還を請求する権利、またはこの点に関するその他の請求を行う権利を排除している。広範かつ保守的な解釈を採用すると、この条項により、当事者 B は、特許権の無効を理由に当事者 A に支払ったライセンス料を請求することが禁止されることになるが、このようなリスクを排除するために、本条項を適宜修正することを提案する（例えば、支払済みのライセンス料の一部を請求する権利を当事者 B に与える、など）。

## 2-2. 第 14 条（損害賠償・差止め）

民法および商法の下では、違反した当事者が損害を被った当事者に支払うべき損害は、当該違反がなければ損害を被った当事者が得たであろう現実の直接的損失および直接的利益である。したがって、ライセンス契約第 14 条第 1 項に規定される一般的な損害賠償（弁護士費用の相当額を含む）は、このような計算によって制限されることになる。

## 3. 利用契約書（AI 編）に関する事項

OI モデル契約書の利用契約書には、ベトナム法に反する、あるいは禁止されている条項は見当たらない。しかし、個人データ処理に関する条項は、政令 13 号の関連規定を反映させるべきである。

### 3-1. 第 1 条第 8 号（個人情報等）

政令 13 号で規定されている「個人データ」の定義は、日本の個人情報保護法で規定されている「個人情報」の定義と実質的に類似しているが、いくつかの相違点がある。例えば、銀行口座情報や位置情報は、政令 13 号では機微（センシティブ）個人情報とされている。また、仮名個人情報や匿名個人情報とい

う概念には言及しておらず、一般的には「特定の個人と結びついているその他の情報または特定の個人を識別するのに役立つ情報」とされている。政令第 13 号は、ベトナム国民の所在地に関係なく、すべてのベトナム国民の個人情報と保護することを目的としているため、契約当事者は、ベトナム国民の個人情報を処理する際に政令 13 号を遵守する必要がある。

### 3-2. 第 5 条（対象データの利用）、第 6 条（対象データの管理）、第 7 条（個人情報の提供）

ベトナム国民の個人データを収集、移転、処理する場合、当事者は、個人データの処理についてデータ主体に通知し、同意を得る義務、ベトナムから海外への個人データの移転について公安省に通知する義務など、政令 13 号の様々な関連規定を遵守しなければならない。さらに、データ処理者は、その処理活動によって生じた損害について、データ主体に対して責任を負わなければならない（政令 13 号、第 39 条）。したがって、第 5 条、第 6 条、第 7 条を改正し、締約国のこれらの義務を組み込むことを提案する。例えば、当事者 A は、当事者 B に対してデータの使用および管理に関する責任を負わないが、データ主体に対する責任は残る。ベトナムに所在する事業者は、使用契約に基づくデータ処理についてデータ主体に通知し、同意を得なければならない、また個人データの海外移転について公安省に通知しなければならない。

### 3-3. 第 8 条（サービス利用料）

利用契約書第 8 条第 5 項は、そこに明記された各手数料の金額には消費税が含まれないと規定している。ベトナムで事業を行う、またはベトナムから所得を得る外国の組織および個人に適用される納税義務に関して財務省が発行した通達 Circular103/2014/TT-BTC（以下、「通達 103」という。）にしたがい、外国の請負業者には付加価値税と法人所得税の両方をカバーする源泉税が課される（通達 103、第 5 条）。そのため、当事者 B がベトナムにあり、当事者 A が海外にある場合、当事者 B から当事者 A への支払いは、通達 103 に応じて課税されることに

なる。したがって、消費税に言及する代わりに、ベトナムに即して、源泉徴収税または税金全般の概念を使用することを提案する。

### 3-4. 第 17 条（損害賠償）

民法および商法の下では、違反した当事者が損害を被った当事者に支払うべき損害賠償は、そのような違反がなければ損害を被った当事者が得たであろう実際の直接的な損失および直接的な利益である。契約当事者が支払うべき賠償金を制限する合意は、ベトナムでは議論的となっている。民法（2017 年 1 月 1 日施行）において、損失・損害の賠償は当事者間で合意することができるとする規定が導入されたのは初めてのことである（第 360 条）。しかし、このような規定の実際の適用については、弁護士や裁判官の間で対照的な意見が交わされている。一般的に言って、よりリベラルな弁護士や裁判官の見解は、当事者は契約において将来の損害賠償を制限することに合意することができるというものであり、一方、より保守的な弁護士や裁判官の見解は、当事者は実際の契約・合意違反の発生後の交渉の過程においてのみ損害賠償について合意することができるというものである。

したがって、当事者 A が支払うべき損害賠償について、逸失利益を賠償の対象から除外する第 17 条第 1 項と、当事者 B が実際に支払った役務利用料金の累計額との関係で損害賠償を制限する第 17 条第 2 項は、ベトナムにおける執行には、まだ疑問が残るといふ但し書きが付されることになる。

## 4. 留意事項

発明、工業意匠、集積回路配置、地理的表示の使用権を譲渡するライセンス契約は、当事者の合意により有効であるが、ベトナム知的財産庁に登録された場合のみ、第三者に対して有効となる（知的財産法第 148 条）。

その他の知的財産の使用権を譲渡するライセンス契約は、当事者の合意により有効となる。

【ソース】

- ・特許庁 オープンイノベーションポータルサイト

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

- ・Civil Code (民法)

<https://vanban.chinhphu.vn/default.aspx?pageid=27160&docid=183188>

(ベトナム語)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/585381> (英語)

- ・Commercial Law (商法)

[https://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=18140](https://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=18140) (ベトナム語)

[https://www.wto.org/english/thewto\\_e/acc\\_e/vnm\\_e/wtaccvnm43\\_leg\\_11.pdf](https://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/vnm_e/wtaccvnm43_leg_11.pdf) (英語)

[https://www.wto.org/english/thewto\\_e/acc\\_e/vnm\\_e/wtaccvnm43\\_leg\\_11.pdf](https://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/vnm_e/wtaccvnm43_leg_11.pdf) (英語)

- ・Intellectual Property Law (知的財産法)

<https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn003en.pdf> (英語)

[https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn156en\\_1.pdf](https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn156en_1.pdf)

(英語)

[https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/059/materials/lqgpft000005lvu-att/intellectual\\_property\\_law\\_2022.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/059/materials/lqgpft000005lvu-att/intellectual_property_law_2022.pdf) (日本語)

- ・Law on Technology Transfer (技術移転法)

<https://www.most.gov.vn/en/Pages/Detaildocument.aspx?vID=45> (英語)

- ・Decree 13/2023/ND-CP on personal data protection (個人情報保護に関する政令、政令13号)

[https://eurochamvn.org/wp-content/uploads/2023/02/Decree-13-2023-PDPD\\_EN\\_clean.pdf](https://eurochamvn.org/wp-content/uploads/2023/02/Decree-13-2023-PDPD_EN_clean.pdf) (英語)

- ・Circular 103/2014/TT-BTC on the tax obligations applicable to foreign organizations and individuals doing business in Vietnam or generating income in Vietnam (ベトナムで事業を行う、またはベトナムから所得を得る外

国の組織および個人に適用される税務義務に関する財務省発行の通達、通達  
103)

<https://english.haiquanonline.com.vn/12.docs> (英語)

・ Database of the Ministry of Justice on recognition and enforcement of  
foreign judgements and awards (外国判決・裁定の承認と執行に関する法務省  
のデータベース)

[https://moj.gov.vn/tttp/Pages/dlcn-va-th-tai-Viet-Nam.aspx?fbclid=IwAR1wTsvb5Sl\\_61pjUiNMLqyP3XoWsNlzAi\\_GgZCsp1D44t0a8RI5eF4pqAM](https://moj.gov.vn/tttp/Pages/dlcn-va-th-tai-Viet-Nam.aspx?fbclid=IwAR1wTsvb5Sl_61pjUiNMLqyP3XoWsNlzAi_GgZCsp1D44t0a8RI5eF4pqAM) (ベ  
トナム語)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)